

平成 29 年度役員報酬審議会の議事概要

I 日 時：平成 29 年 12 月 26 日（火） 13 時 30 分～14 時 15 分

II 場 所：新潟県獣医師会 会議室

III 出席者：委員 3 名出席

IV 樺澤委員長が挨拶

V 議 事：樺澤委員長が議長となり、議事に入る。

平成 29 年 12 月 26 日付け新獣第 292 号の 2 で諮問のあった「役員の報酬等及び費用に関する規程の一部改正（専務理事報酬）」について、検討された。

事務局から獣医師会専務理事と県再任用職員との職務内容及び年額報酬について、下記のとおり比較説明がなされた。

- ① 県再任用職員は退職まで永年従事した業務を引き続き継続可能なことに対して、獣医師会専務理事は円滑な業務執行を図るための企画立案及び県、市町村、各関係団体との緊密な連絡調整能力を必要とすること、又、動物飼育者からの動物病院での診療トラブル事例に関わる苦情申し立て受付対応等で精神的ストレスを受けることもある。
 - ② 県再任用職員の年額報酬は、現行専務理事年額報酬を大きく上回っていること。
- 以上のことより、県職員の定年退職後の再就職先として団体事務局等の選択ではなく県再任用制度を希望選択する職員が大多数というのが現状である。

上記説明を受けて審議の結果、『社会情勢並びに公益社団法人新潟県獣医師会の業務について円滑且つ継続的な執行の必要性を勘案し「専務理事年額報酬を 432 万円までの範囲で総会で定める額とする」ことを適当と認め、答申することとなった。